

令和 7 年 6 月 吉日

お客さま各位

小田原第一信用組合

「営業担当職員 ポロシャツ着用」等略式的服装の実施について

平素より、小田原第一信用組合をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

この度、当組合では令和 7 年 6 月 1 6 日（月）より、営業担当職員の服装について「ポロシャツ着用」を実施することといたしましたので、お知らせいたします。

当組合では、令和 5 年 5 月 1 日（月）より「通年ノーネクタイ」を実施しておりますが、地球温暖化防止・省エネルギーの継続的な取組みに加え、働きやすい職場環境の向上や営業担当職員の熱中症予防・対策を目的として、下記の通り「営業担当職員ポロシャツ着用」を実施させていただくものです。

役職員の服装は原則、男性職員はノーネクタイ、営業担当職員及び女性職員はポロシャツ着用など略式となりますが、お客さまに失礼とならないよう清潔感ある服装・身だしなみに努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 実施日

令和 7 年 6 月 1 6 日（月）

2. 対象者

営業担当職員

3. 実施内容

営業担当職員には、ワイシャツ着用を義務化せず、ポロシャツ着用等略式的服装での就業を認めることといたします。

以上